

『レジデンス梅田ローレルタワー 大規模修繕工事』

見積参加業者 公募のお知らせ

2025年3月18日

レジデンス梅田ローレルタワー管理組合
[設計・監理](株)リノシスコーポレーション

この度、当マンション大規模修繕工事について、見積参加希望業者を以下の要領で公募いたします。本工事は共用部分の内外壁・天井及び鉄部の塗装、屋上・廊下及びバルコニー床の防水工事等を行います。建物の維持管理上、長く快適な生活を送るために欠かせない工事と考えております。主旨をご理解頂き、実力・誠意のある施工業者の応募をお待ちしております。

居住者の皆さまへ優良な施工業者をご存知でしたら、ご案内下さい。

| | | | |
|----------|--|------------------------------|-------------------------------|
| 1. 工事名称 | レジデンス梅田ローレルタワー 大規模修繕工事 | | |
| 2. 建物概要 | 所在地 大阪市北区豊崎4丁目6-7 構 造 鉄筋コンクリート造 階 数 地上35階建 総戸数 250戸 | | |
| | 面 積 敷地面積 2,334.70 m ² | 建築面積 1,324.15 m ² | 延床面積 30,498.62 m ² |
| 3. 工事内容 | 共通仮設工事、直接仮設工事、下地補修工事、シーリング工事、外壁塗装工事、鉄部等塗装工事、防水工事、その他工事 等 | | |
| 4. 着工予定 | 2025年12月上旬頃～（工期12ヶ月を想定） | | |
| 5. 選定方法 | 書類選考後、見積合せ | | |
| 6. 応募資格 | <p>① 本社、支社または支店が近畿圏内にある株式会社法人で、法人設立後10年以上経過していること。 ② 特定建設業の許可を取得していること。 ③ 資本金が1億円以上あること。 ④ 近畿圏内において直近3年間に管理組合発注の分譲マンション大規模修繕工事の元請け工事実績が30件以上有ること。 ⑤ 近畿圏内において過去に管理組合発注の30階を超える分譲マンション大規模修繕工事の元請け工事実績が有ること。 ⑥ 分譲マンションの大規模修繕工事経験がある正社員の一級建築士、一級建築施工管理技士の現場代理人を常駐配置出来ること。 ⑦ 経営事項審査結果通知書の（Y）評点が800点以上あること。 ⑧ 直近3年間に赤字決算がなく、全体の工事完成高のうち管理組合発注の分譲マンション改修工事の比率が60%以上有ること。 ⑨ 損害賠償責任保険に加入していること又は新規加入できること。 ⑩ 暴力団等の反社会的勢力でないこと又は暴力団等の反社会的勢力と密接な関係が無いこと。 ⑪ 主たる業務がビル、マンション管理業の管理会社、材料メーカー等の関連会社でないこと。</p> | | |
| 7. 提出書類 | <p>* 会社案内パンフレット等PR資料 ①②③見積参加願い書に記載し提出のこと。【指定様式】 ② 特定建設業の許可証の写し ④⑤近畿圏における分譲マンション大規模修繕工事実績書【指定様式】 ⑥ 監理技術者及び現場代理人予定者経歴書【指定様式】 ⑦⑨証明及び確認できる書類のコピー ⑧ 直近過去3年分の決算書（財務諸表）の写し、経営事項審査結果通知書の写し ⑩⑪上記内容全てに該当しない旨を項目記載した社印押印の誓約書を提出すること。【自由書式】 応募書類は全て1部提出すること。 ※ 本広告はリノシスコーポレーションホームページ内の公募情報にアップしています。URL http://www.renosys.jp/invited/ 応募に必要な各種指定書式はリノシスコーポレーションホームページよりダウンロードが出来ます。 指定書式はこちらのページ 自動配信請求フォーム（コチラをクリック） からダウンロード願います。 必要事項を記入した指定書式は、郵送とは別にエクセルデータのままnakata@renosys.jp（中田）」までメールで送信下さい。</p> | | |
| 8. 応募締切 | 2025年4月4日(金) 正午必着 | | |
| 9. 書類提出先 | 〒540-0038 大阪市中央区内淡路町1丁目3番4号 株式会社リノシスコーポレーション 営業部 中田宛 封筒には『レジデンス梅田ローレルタワー大規模修繕工事 見積参加応募書類在中』と記入のこと。 応募は郵送及び宅配便とします。本件に関するお問合せには一切お答えできません。 ※上記以外へ書類を提出した場合、その時点で失格といたします。 | | |
| 10. 注意事項 | <ul style="list-style-type: none">提出書類をもとに見積依頼会社の選定を行いますので、応募された全ての会社が見積に参加できるわけではありません。共同企業体での申し込みは不可とします。提出書類に虚偽の記述があった場合は、その時点をもって失格といたします。見積参加者選定期間中の質疑受付は行っておりません。公募状況、選定理由、選定方法、選定結果は公表いたしません。又、選定後の異議申し立ては、一切認めません。選定期間中、組合関係者・区分所有者・居住者への個別営業活動を行った場合は失格といたします。 | | |